

令和5年年第2回定例（6月）議会議案質疑議事録抜粋

10 番議員 大塚 正俊

【予算議案】議第 52号 令和5年度中津市一般会計補正予算（第2号）

ページ	目	節	説明欄の事業名
9	総務費国庫補助金	総務管理費補助金	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金（647,791千円）
質問①	充当先の選定方針		
答弁	<p>今回の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を、より重点的・効果的に実施するために、国の令和4年度予備費により増額されたもので、新たに低所得世帯への支援として「低所得世帯支援枠」も措置されています。</p> <p>具体的には、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減、また物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援として推奨事業メニューが示されています。推奨事業を具体的に申し上げますと、</p> <p>まず生活者支援として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得者支援</li> <li>②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援</li> <li>③消費下支え等を通じた生活者支援</li> <li>④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援</li> </ul> <p>次に事業者支援として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援</li> <li>⑥農林水産業における物価高騰対策支援</li> <li>⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援</li> <li>⑧地域公共交通や地域観光業等に対する支援</li> </ul> <p>が対象とされています。</p> <p>これらを踏まえ、市では真に支援を必要としている市民、特に低所得世帯や子育て世帯、また影響を受けている事業者に対して、適切な支援を届けるという方針で施策や事業の枠組みを精査・検討したところです。</p>		
質問②	充当先の事業と総事業費		
答弁	<p>①まず「低所得世帯支援枠」として実施する事業は、住民税非課税世帯に対する給付金で、1世帯あたり3万円の支給を行うこととしています。</p> <p>また、その他の事業については、示された推奨事業メニューに沿って、地域の実情も踏まえ、以下の事業に活用することとしています。</p> <p>②食材費の物価高騰を受け、さらなる影響が生じている学校給食会計への追加支</p>		

	<p>援。</p> <p>③物価高騰の影響を受ける子育て世帯への支援として、市内の小・中学校、支援学校、幼稚園、保育所等に通学・通園する第2子以降の給食費無償化、及び準要保護児童・生徒の認定基準を拡大しての、低所得者世帯の第1子の給食費無償化。</p> <p>④家畜飼料価格の高騰の影響、畜産経営の安定化と事業継続を図るための配合飼料購入費に対する補助</p> <p>⑤原油価格高騰の影響を受けている水産業関連事業者に対する漁業用燃油代の補助</p> <p>⑥し尿収集運搬事業者に対する収集運搬車両の燃料費に対する補助</p> <p>⑦公共交通事業者の事業継続を支援するため乗合バス等の運行経費に対する補助</p> <p>⑧県と共同で実施する第7弾プレミアム商品券発行事業（11.7億円）</p> <p>⑨社会福祉施設に対する物価高騰相当額の補助</p> <p>以上の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用して実施する事業の総額は887,226千円となっており、このうち647,791千円に交付金を充当しています。</p>		
ページ	目	節	説明欄の事業名
9	衛生費国庫補助金	保健衛生費補助金	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 (170,630千円)
質問①	国の補助金の名称、補助メニュー・補助率、事業期間		
答弁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の補助金の名称は「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」です。</li> <li>・補助メニューについてですが、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金は、①脱炭素先行地域づくり事業と②重点対策加速化事業の2つの事業区分となっています。</li> <li>・補助率については、①脱炭素先行地域づくり事業は事業全体の原則2/3、②重点対策加速化事業は、太陽光発電設備は定額、LED照明化は1/2など取り組む事業によって2/3～1/3となっています。</li> <li>・本交付金は、令和4年度に創設され令和12年度まで実施される予定となっています。</li> </ul>		
質問②	国補助採択にあたって提出した事業、総事業費、期間、充当先の事業		
答弁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の補助採択にあたり提出した事業は、①太陽光発電設備の導入促進、②公共施設のLED照明化の推進、③EV自動車の普及促進、④一般住宅のZEHの推進、⑤公用車のカーシェア事業の5つの事業を提案しました。</li> <li>・総事業費は、約8億5千万円、交付金額は約5億2千万円です。期間は本年度より令和9年度までの5年間です。</li> </ul>		

	<p>・今年度の交付金の充当先の事業は、今議会に提案しております太陽光発電・蓄電池設置補助金と当初予算で計上しました、本庁舎やダイハツ九州アリーナ等公共施設のLED化整備に充当することとしています。</p>		
ページ	目	節	説明欄の事業名
13	拠点基金繰入金	拠点基金繰入金	拠点基金繰入金 (945,791 千円)
質問①	<p>大分県北部・日田地方拠点都市地域基本計画の内容、基金の目的と運用益金で実施してきた事業、今なぜ基金を廃止するのか、基金積立ての原資に起債を発行しているが償還は済んでいるのか、</p>		
答弁	<p>・大分県北部・日田地方拠点都市地域は、平成4年に施行された「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」により指定された、現在の中津市、宇佐市、豊後高田市、日田市の地域です。平成5年～7年にかけて、この地域の合併前18市町村が指定されました。</p> <p>生活基盤の整備、都市機能の集積等定住環境を整備し、魅力的な圏域を形成していくことを目的として基本計画を策定しており、計画期間は平成5年から概ね10年間、将来人口30万人が目標に掲げられております。</p> <p>計画の中で中津市に関連する内容としまして、広域的な視点では、東九州自動車道、中津日田地域高規格道路の整備や、主要地方道中津高田線の強化などが盛り込まれています。</p> <p>また、都市部と周辺部の機能分担のもと整備を進めることとされており、旧市町村ごとにも整備方針が示されています。</p> <p>旧中津市では、開発整備の中心となる拠点地区として、中津駅周辺の土地区画整理事業等による都市基盤整備や商業機能の強化</p> <p>旧三光村では、商工業・流通業等の機能強化、都市近郊型の田園型居住環境整備</p> <p>旧本耶馬溪町は、観光リゾート・レクリエーション機能の整備、自然に囲まれた住環境の整備</p> <p>旧耶馬溪町は、観光施設のほか温泉や耶馬溪ダム湖を利用したスポーツ・レクリエーション機能の充実、山村型の住環境整備</p> <p>旧山国町は、複合文化施設「コアやまくに」を中心に、山国川を利用したリバーパーク整備、自然を活かしたアメニティタウンの整備</p> <p>以上のような内容が盛り込まれています。</p> <p>・中津市拠点基金は、平成6年度～平成8年度に中津下毛地域広域市町村圏事務組合において造成した「中津下毛地域拠点基金」を、平成17年の市町村合併に伴い中津市に引き継いでいるもので、大分県北部・日田地方拠点都市地域基本計画に基づき、地域振興や地域づくり等を推進することを目的としています。</p> <p>国の要綱に沿って、基金利子・運用益を取り崩して活用する「果実運用型」の基</p>		

	<p>金となっており、直近 10 年間では、毎年度、各支所の周辺地域振興対策事業補助金に充当しています。なお、令和元年度のみ、一部を田舎困りごとサポーター事業にも充当しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この基金は果実運用型の基金であり、低金利が続く状況下では、9 億 4 千万円あまりの元金から得られる運用益は限定的です。</li> </ul> <p>あわせて、基本計画の策定から年数が経過しており、すでに完了した事業や、この間に行われた市町村合併により合併後の新市へ引き継がれて実施されている内容も多く、基本計画としての必要性や機能が低下しているのが実情です。</p> <p>これらのことから、低金利下において活用できていない元金を、市全体として直面している課題、また新たな課題に対応するために活用したいと考え、今回基金を廃止することとしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積立原資は、大分県のふるさと市町村圏基金造成事業費補助金、及び構成市町村(合併前の中津市、三光村、本耶馬溪町、耶馬溪町、山国町)からの出資負担金です。この出資負担金の財源として各市町村で「地域総合整備事業債」を発行していますが、平成 18 年度をもって、すでに償還が完了しています。</li> </ul>		
質問②	<p>拠点都市地域基本計画は廃止されるのか、構成自治体の基金廃止の対応は、基金の充当先と選んだ理由は</p>		
答弁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画については、今回の基金廃止に伴って直ちに廃止することは考えておりません。基金は市町村ごとに造成・管理していますが、基本計画は中津市以外の圏域市町村とともに策定していますので、計画を廃止する場合には構成市町村との協議が必要になります。</li> <li>・大分県北部・日田地方拠点都市地域の構成自治体で、中津市以外の宇佐市、豊後高田市、日田市については、現時点では引き続き基金を保有していると聞いております。</li> <li>・今回、基金を廃止し全額 9 億 4,831 万 8 千円を一旦、一般財源として、一般会計に繰り入れます。このうち、9,483 万 2 千円については、基金造成当時の原資となった県の補助金相当分として県へ返還します。</li> </ul> <p>これを除いた 8 億 5,348 万 6 千円については、市が直面している課題へ対応するため、脱炭素社会推進基金や公共施設等整備基金への積立等へ活用していきます。</p>		
ページ	目	節	説明欄の事業名
15	財政管理費	積立金	基金管理事業費
質問①	<p>公共施設等整備基金積立金 (500,000 千円) の補正後の現在高、基金の目標額</p>		
答弁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6 月補正後の公共施設等整備基金積立金の現在高につきましては、今回の積立額 501,333 千円を合わせまして、1,178,788 千円となる見込みです。</li> <li>・基金の目標額につきましては、「中津市行政サービス高度化プラン 2022」にお</li> </ul>		

	<p>いて、公共施設等整備基金の残高を令和 8 年度までに 7 億円以上確保することとしています。</p> <p>この 7 億円につきましては、毎年度の駐車場事業の収益や市有財産の売り払い相当額の積立を想定したものです。</p> <p>一方、「中津市公共施設管理プラン」では、今後 40 年間で公共施設の改修等に要する費用が総額で 776.4 億円と試算されています。</p> <p>これは、直近 5 ヶ年（平成 28 年度～令和 2 年度）における改修等に要した費用の 1.3 倍に相当する金額で、今回の積立後の残高約 12 億円では賄えるものではありません。よって、今後も可能な限り基金の積み増しを行っていきたいと考えております。</p>		
質問②	今後の基金の取り崩しの計画		
答弁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点では、基金を取り崩して充当する事業は決定しておりません。</li> </ul> <p>先ほど答弁しましたように、今後は、施設の老朽化による改修等に多額の費用を要することが見込まれます。加えて、清掃工場の更新など大規模事業も控えております。</p> <p>それらを見据えたうえで、具体的な取り崩し計画を立てていきたいと考えております。</p>		
ページ	目	節	説明欄の事業名
15	財産管理費	工事請負費、備品購入費	市有財産整備事業費（32,149 千円）
質問①	工事請負費、備品購入費の内容と目的、EV 車 6 台、PHEV 車 1 台の配置場所と使用する課は、充電設備整備の場所		
答弁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備品購入費については、今回、更新時期を迎える公用車について、ガソリン車から電気自動車への更新を行います。購入予定車両は、EV 車 6 台（内訳：軽乗用車 3 台、普通乗用車 3 台）、PHEV 1 台の計 7 台を予定しています。</li> <li>・購入の目的ですが、国は、「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」（令和 3 年 6 月策定）において、公用車の電動化を促進する方針を打ち出し、2030 年度までに政府公用車の全てを電動車とすることとしています。</li> </ul> <p>本市におきましても、脱炭素社会の実現への取り組みとして、公用車の電動化を進めることとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次に、工事請負費につきましては、購入する電気自動車の充電設備を設置するための工事費用で、充電器 4 基を設置予定です。</li> <li>・今回購入予定の EV 車、PHEV 車は本庁に配置し、財政課管財係で集中管理を行い各課に貸出を行います。</li> <li>・充電設備の整備場所は、本庁舎横の公用車車庫棟を予定しております。</li> </ul>		



質問②	蓄電池・太陽光パネル設置の予定は、公用車で CO2 排出量の最も多いのは青パトですが今後のEV車の配備計画		
答弁	<p>・蓄電池・太陽光パネル設置の予定について、今回のEV車導入に併せ、蓄電池、太陽光パネルを設置するには、設置場所等の課題があるため、設置は行いません。</p> <p>ただ、脱炭素社会の実現には、再生可能エネルギーの活用も必要であると認識しております。今後、脱炭素への各種施策を進めて行く中で、庁舎への蓄電池や太陽光パネル設置など、再生可能エネルギーの活用を検討してまいります。</p> <p>・今年度、国において、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、脱炭素化推進事業債が創設されました。本事業債は交付税算入を伴う、いわゆる優良債であり、期間は令和7年度までの3年間となっております。</p> <p>そのことから、今後3年間に更新時期を迎える19台の公用車について、ガソリン車から電気自動車への転換を行います。</p> <p>・防犯パトロール車（いわゆる青パト）につきましては、まだ、更新時期を迎えておらず、また、特殊な改造が必要なことから、今後3年間の更新予定の19台には含まれておりません。ただし、議員ご指摘の通り、走行距離も長く、CO2排出量が多いことから、更新時期を迎えたときに、電気自動車等の環境に配慮した次世代自動車へ転換が必要であると考えています。</p>		
ページ	目	節	説明欄の事業名
19	児童措置費	扶助費	児童福祉運営事業費(物価高騰対策) 35,406千円
質問①	事業の内容、目的、対象者数、第2子以降とした理由、0歳から3歳未満を除外した理由、		
答弁	<p>・この事業は、物価高騰の影響を受ける子育て世帯への支援として、市内の私立の保育所等に通う3歳以上の児童のうち、中学生以下でカウントした際の第2子以降の児童の給食の提供に係る令和5年9月から令和6年3月までの保護者負担金相当額について児童1人あたり月額4,500円を上限として保育所等に給付するものです。</p> <p>・目的は、物価高騰の影響を受ける子育て世帯への支援として、特に多子世帯への経済的支援を目的としています。</p> <p>・対象児童数は1,124人を見込んでいます。</p> <p>・対象を第2子以降とした理由として、この事業は、学校給食を無償とすることと併せて検討し、3歳から15歳までの子どもを対象範囲としました。その上で、1人目のお子さんについては学校給食法等の趣旨に沿って保護者にこれまで通り費用を負担して頂き、多子世帯への経済的支援として、2人目以降のお子さんを本事業の対象とすることとしました。</p> <p>・0歳から3歳未満を対象から除外した理由は、保育所等を利用する0歳から2歳の児童の保育料には、給食費相当の保護者負担分が含まれており、第2子以降</p>		

	<p>の児童の保育料については、既に「大分にこにこ保育事業」により無償化の対象となっていることから、この事業の対象外としています。</p>		
質問②	<p>第1子、3歳未満も対象した場合の人数、必要となる予算額は、</p>		
答弁	<p>第1子及び3歳未満の児童も対象とする場合、追加で対象となる児童数は、合わせて448人で、必要な予算額は14,112,000円です。</p> <p>なお、公立保育所の免除対象者は65人で、2,047,500円の歳入減となる見込みです。</p>		
ページ	目	節	説明欄の事業名
23	環境衛生費	負担金補助及び交付金	脱炭素社会推進事業費（84,030千円）
質問①	<p>太陽光発電・蓄電池設備設置補助金、EV自動車購入補助金の内容と目的、事業費の積算の基礎、国補助率、設置期限、補助の枠を超えた場合の対応、</p>		
答弁	<p>・太陽光発電・蓄電池設備設置補助金は、自家消費を目的とした太陽光発電設備や蓄電池を整備する、個人や事業者を対象として補助を行い、再生可能エネルギーの導入促進を行います。</p> <p>太陽光発電設備に対する補助金は、国の固定価格買取制度を利用しない設備を対象として、個人向けは1kwあたり7万円で最大35万円、事業者向けは1kwあたり5万円で最大500万円を上限としております。</p> <p>また蓄電池は、今回の太陽光発電設備と同時に設置する場合に限り1kwhあたりの価格が15万5千円以下の設備を対象としまして、導入費用の1/3を補助する内容となっております。</p> <p>・EV自動車購入補助金は、EV自動車の普及促進、蓄電池としてのEV利用による災害時の防災対応力向上を目的として、個人や事業者を対象として補助を行います。</p> <p>国内メーカーかつ外部給電が可能な車両、再エネ設備と接続した充電、災害時に市からの要請に応じて給電にご協力をいただく車両を対象としまして、個人は、経済産業省のクリーンエネルギー自動車導入促進事業補助金額の1/2、事業者は1社あたり10万円を補助する内容となっております。</p> <p>・事業費の積算の基礎として、太陽光発電は、個人（最大35万円）、事業者（最大500万円）それぞれの補助上限額を基礎としまして個人は40件、事業者は10件として積算をいたしました。</p> <p>蓄電池は7kwhの蓄電池を想定し、40件を見込んで積算いたしました。</p> <p>EV自動車は、個人向けは15件、事業者向けは5件を見込んで積算しました。</p> <p>・国の補助率は、太陽光発電・蓄電池設備設置補助金は、全額国庫補助金を活用して補助を行います。</p> <p>EV自動車購入補助金は、経済産業省からの補助金に上乗せする形で市の単独</p>		

	<p>補助を行う形としておりますので、EV自動車購入については国庫補助金を充当していません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置期限は、太陽光発電や蓄電池につきましては、令和5年4月28日以降に契約し、申請時点において対象設備の工事着工前であり、今年度末までに工事が完了するものを対象と考えております。</li> </ul> <p>EV自動車は、自動車検査証の初年度登録年月日が、申請開始予定の令和5年9月1日から今年度末までの車両を対象と考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助の枠を超えた場合の対応として、現時点では予算額に達した場合は、受付を終了することを考えておりますが、今後の応募状況等を踏まえ対応したいと考えます。</li> </ul>		
質問②	<p>補助事業の期間、年度内に納車されなかった場合の措置、太陽光発電・蓄電池設備設置補助金については県も同様の補助事業を実施しているが、国・県の補助金との併給は可能か、</p>		
答弁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業の期間として、両補助金とも募集期間は、9月1日から申請受付を開始し、今年度末まで募集する予定であります。</li> <li>・年度内に納車されなかった場合の対応として、EV自動車購入補助金は、車両登録年月日を基準としており、登録後に、支払が確認できる書類や車検証などの必要書類とともに補助金の交付申請をしていただく予定にしています。</li> </ul> <p>なお、EV自動車購入補助金は、5ヶ年継続して取り組む予定としていますので、来年4月1日以降の車両登録の場合は次年度での取り扱いになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国、県の補助金との併給については、太陽光発電・蓄電池設備設置補助金については、国や県の補助金との併用は不可としています。</li> </ul> <p>EV自動車購入補助金については、経済産業省のクリーンエネルギー自動車導入促進事業補助金以外の国や県の補助金との併用は不可としています。</p>		
ページ	目	節	説明欄の事業名
41	学校給食運営費	負担金補助及び交付金、扶助費	学校給食運営事業費(物価高騰対策)95,418千円、児童生徒援助事業費(物価高騰対策)2,569千円
質問①	<p>学校給食提供支援補助金の内容と目的、食材費の物価高騰分の支援は来年度以降も継続するのか、給食費値上げを検討するのか、給食費無償化の対象者数、対象となる第2子以降の範囲は、第2子以降とした理由、無償となる第2子以降の対象者はどの課が決定するのか、</p> <p>児童生徒援助事業の内容と目的、準要保護児童・生徒の認定基準の拡大とは、拡大前の対象者数と拡大後の対象者数、認定基準の拡大は今回のみの措置か、給食費以外にも拡大するのか、</p>		
答弁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食提供支援補助金95,418千円には、2つの内容があります。一つ目は、</li> </ul>		



今般の物価高騰の影響を大きく受けている多子世帯への措置として、3歳から15歳までの子どもを対象範囲とし、第2子以降について、本年9月から来年3月分までを無償とするもので72,316千円、二つ目は食材費の物価高騰の影響分について、市から学校給食会計へ追加補填するもので23,102千円です。

それでは、ひとつずつ答弁いたします。

まず、第2子以降の給食費の無償についてですが、第1子は学校給食法第11条の趣旨に沿って保護者にこれまで通り食材費を負担して頂く、この基本姿勢に変わりはありません。今回の措置は、物価高騰の影響を大きく受けている多子世帯支援として第2子以降を無償とするものです。

具体的には、中津市の住民基本台帳に登録されている保護者の内の小・中学校、大分県立中津支援学校の小学部・中学部及び幼稚園に通学・通園する子どものうち、第2子以降に係る給食費を本年9月から来年3月分まで無償とします。

また、これまでも要保護・準要保護世帯などへの援助措置は行ってきています。もうひとつの、食材費の物価高騰の影響分については、市から学校給食会計への追加補填するものです。令和4年度3月補正予算にてパン・牛乳・副食の物価高騰による影響額の支援を行っていますが(18,330千円)、更なる価格高騰の影響があることから、その分についても追加で支援する内容です。その目的は、物価高騰の状況下でも、保護者に負担増を求めず、質・量ともに安定した学校給食の提供を可能とする措置です。

財源は、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金です。

・来年度以降の対応は、今回は、物価高騰対策として、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用しての今回限りの措置です。

学校給食の無償化については、令和5年6月13日、「こども未来戦略会議」が策定した「こども未来戦略方針」案が政府で閣議決定されました。その中で、「学校給食費の無償化の実現に向けて、まず、学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果・課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかに行い、1年以内にその結果を公表する。その上で、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討する。」としています。今後、国の「こども未来戦略会議」の動きを注視していきます。また、物価高騰対応については、「こども未来戦略会議」だけでなく、物価動向なども今後もしっかりと注視しつつ、市政全般を見据え必要な判断をしていきたいと考えます。

・給食費値上げは、今後の物価動向などをしっかりと注視しつつ、市政全般を見据え必要な判断をしていきたいと考えます。

・支援対象者数につきましては、全園児・児童・生徒を合わせまして約2,400名を見込んでいます。

支援の対象となる第2子以降の範囲につきましては、市内の幼稚園及び小・中学校(中津支援学校小学部・中学部含む)に通園・通学するこどもで、保護者は中

	<p>津市の住民基本台帳に記録されている者に限るとします。</p> <p>その他、保護者からの申し出により、やむを得ない事由があると認められる場合は、個別に判断します。</p> <p>第2子以降とした理由は、第1子は学校給食法の趣旨に沿って保護者にこれまで通り食材費を負担して頂き、今般の物価高騰の影響を大きく受けている多子世帯支援として第2子以降を無償とすることです。</p> <p>無償となる第2子以降の決定については、情報デジタル推進課にて住民基本台帳と学齢簿システムのデータ突合を行い、世帯ごとの第1子、第2子以降の名簿（学校ごと）を作成します。作成した名簿を学校に配布し、学校にて在籍確認できた児童生徒を対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒援助事業費の事業の内容は、準要保護児童・生徒の認定基準を拡大し、低所得者世帯の第1子の給食費を援助するもので、その目的は、物価高騰の影響を受ける子育て世帯への支援です。</li> <li>・準要保護児童・生徒給食費補助金の補助基準につきましては、平成25年の生活保護基準額に1.1の係数を乗じて得た額に対して、対象世帯の所得が、それ以下の場合に認定としていました。</li> </ul> <p>今回、他自治体と比較検討し、見直しました基準は、対象世帯の所得が、認定審査時年度の生活保護基準額に1.3の係数を乗じて得た額に対して、それ以下の場合に認定とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学援助費の拡大により、新たに対象となる世帯については、学校給食費を無償とします。新たな対象者人数は小学校50名程度、中学校30名程度と試算しております。</li> <li>・認定基準の拡大は、来年度以降も続けていきたいと思っております。加えて、来年度からは、学用品費・通学用品費、郊外活動費、生徒会費など学校給食以外の就学援助メニューについても同様に拡大したいと思っております。</li> </ul>
質問②	第1子まで給食費無償化を対象とした場合の人数、必要となる予算額は、予備費を活用して拡充する検討は、
答弁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1子も対象とした場合、予算の提案内容と比較しますと、人数は、約2,400人に対し、約6,300名で、必要となる予算額については、72,316千円に対し1億9,792万6千円です。</li> <li>・第1子は学校給食法の趣旨に沿って保護者にこれまで通り食材費を負担して頂き、今般の物価高騰の影響を大きく受けている多子世帯支援として第2子以降を無償とすることとしたものです。</li> </ul>
質問③	第2子以降では不公平、事務処理が大変という声を聞くが、全員に50%補助というのは検討されたのか、給食費無償の自治体もあるが財政力によって格差が生じていることに対する市の考え方は、
答弁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・50%補助については、学校給食法第11条において、「施設・設備及び運営経費は自治体が負担、食材費は保護者の負担」と定められている法の趣旨に沿った</li> </ul>

	<p>うえて、市政全般を見据え、判断していくという基本姿勢に変わりはありません。その中で、第1子は学校給食法の趣旨に沿って保護者にこれまで通り食材費を負担して頂き、物価高騰の影響を大きく受けている多子世帯支援として第2子以降を無償とすることで、子育て世帯の経済負担の軽減を図るとしたものです。</p> <p>・県下で完全無償化している自治体は、豊後高田市と宇佐市、それに姫島村の2市1村です。</p> <p>このような中、令和5年5月18日（木）～19日（金）の日程で沖縄市にて開催されました九州市長会におきまして、全国市長会への持ち上げ議案の中に、「学校教育での基礎的経費である学校給食については、保護者への教育費負担軽減のため、国の公費負担（無償化）を念頭に置いた財政措置を講じること。」と学校給食の無償化を強く求めています。</p> <p>また、6月7日に開催された全国市長会の「こども・子育て施策の充実強化に関する決議」の中で、こども・子育て政策の強化に当たっては、国が中心となって進めていくべきものと、都市自治体が地域の実情に応じて独自に行う取組とが相まって実施されることが重要である。こども・子育ての基本となるべき施策については、特に、地域格差を生じることのないよう国の責任において財源も含めて措置すること。また、併せて、都市自治体独自の取組やこども・子育て政策の強化に地方が安心して取り組めるよう、自由度の高い交付金を創設するなど、安定的な税財源を確保すること。」を更に強く求めています。</p> <p>これまで、本市も含め、それぞれの自治体が、地域の実情に応じて創意工夫を凝らして取り組んでいるところですが、国による全国一律で行う施策を検討する時期に来ていると思います。その現れが「こども未来戦略方針」だと思しますので、その動きを注視してまいります。</p>
--	---

【予算外議案】

議案番号	件 名
53号	中津市脱炭素社会推進基金条例の制定について、
質問①	基金の目的、内容、なぜ6月議会で設置なのか、
答弁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この基金は、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロにする脱炭素社会「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて、地球温暖化対策や再エネ・省エネを推進する事業を円滑に実施するための財源として活用することを目的としています。</li> <li>・具体的には、本年度から取り組む環境省の交付金を活用した重点対策加速化事業で必要となる財源として活用していきます。</li> <li>・交付金を活用するための事業計画が、今年の4月に選定されたことを受け、今議会で関連予算案を上程することにあわせ、5年間の事業を着実に実施する</li> </ul>

	ために、今議会で提案することとなりました。
質問②	目標積立額、国補助金を基金に積み立ては可能か、取り崩しの計画、基金を充当する予定の事業は、
答弁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回 3 億円積み立てる予算案を計上しておりますが、これは本年度から取り組む重点対策加速化事業で必要な額を積み立て、5 年間の事業の財源を確保するものです。国の交付金を基金に積み立てることはできません。</li> <li>・今後 5 ヶ年の重点対策加速化事業の一般財源分や、その事業の市債の償還に係る必要額を随時取り崩していく予定としており、決められた額を計画的に取り崩すものではありません。</li> <li>・充当予定の事業は、重点対策加速化事業に伴うものにかかわらず脱炭素社会の実現を推進する事業やその事業を行うにあたり借り入れる市債の償還に充てていくものとしております。</li> </ul>

※この議事録抜粋は、中津市議会議員大塚正俊が作成したもので、正式な議事録は、後日中津市議会が公表するものでご確認ください。